

海賊版ダウンロード問題の現状と課題

弁護士 川村 哲二（かわむら・てつじ）

はじめに

著作権法（以下「法」といいます）改正による違法ダウンロード規制の対象拡大については、本年3月13日の自民党の文部科学部会と知的財産戦略調査会の合同役員会で見送り方針となりました。しかし、改正方針が完全に消えたものではなく、政府は改正案を見直しのうえ、今後の国会に上程する予定としています。本稿では、この違法ダウンロード規制の対象拡大の法改正問題について解説します。

従来の違法ダウンロード規制（録音・録画限定）

絵画、小説、音楽、映画などの著作物は、それをコピーする権利（複製権）は著作権者が専有することとなっており（法第21条）、他人が無断でコピーできないのが原則で、刑罰の対象にもなっています。しかし、私的使用のためのコピーについ

ては例外的に認められており（法第30条第1項）、自分で個人的に使うために、本をコピーしたり、音楽を録音したりすることは許されています。ネット上の画像や音楽などのコンテンツをダウンロードすることも、一種のコピーに該当するため本来は著作権者の同意が必要ですが、私的使用の範囲では自由に行うことができましたし、それが違法にネットにアップロードされたコンテンツであっても、私的使用としてダウンロードすること自体は違法ではありませんでした（もちろん、著作権者に無断でネット上にアップロードする行為は、公衆送信権〔法第23条第1項〕の侵害となつて違法な行為です）。

しかし、無断でアップロードされている音楽コンテンツの氾濫状態は、営業的に大きな悪影響があるとす音楽業界などの要望を受けて、まず、法第30条第1項に私的使用の例外として、「著作権を侵害する自動公衆送信（中略）

を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」が追加されました（2010年1月施行）。これにより、違法にアップロードされたコンテンツを、違法なものだと知りながらダウンロードする行為は私的使用であっても許されないことになりました。その後、法第119条第3項の新設（2012年10月施行）によって、この行為は刑罰の対象ともなりましたが、現実には音楽業界の営業回復には繋がらなかったとも言われています。

な静止画は対象とはなっていないため、コミックを販売する出版社などがその対策を強く望むようになりました。コミックをスマホなどで読むデジタル市場は出版界にとつてもドル箱ですが、「漫画村」を代表とする海賊版サイトで多くのコミックが無料で閲覧できることによつて、売上、利益が大幅に減少したというのです。これらの海賊版サイトはユーザーが閲覧するのは無料で、サイトに掲載された広告の収入で利益をあげているものです。

海賊版サイト対策としての規制拡大への流れ

その後、ネット上で、漫画を違法にアップロードする海賊版サイトが増加しつつある中、漫画のよう

この対策として、政府は、海賊版サイトへのプロッキングを行うことを検討し始めました。プロッキングとは、問題のあるサイトへのアクセスを技術的に遮断することです。そして、法的な整備ができるまで、プロバイダなどによる自主的なプロッキングが検討され、NTTグループが自主的なプロッキングに踏み切ることを公表するに至ったのです（後に見送り方針と報道）。しかし、プロッキングの容認は、憲

法の保障する通信の秘密を侵害するのではないか、などの意見も強く、この問題を検討する政府の有識者会議はプロッキング賛成派、反対派が真つ向から対立する形となり、結局、会議としてのとりまとめができないままとなりました。

そして、このプロッキングに替わる方策として、法改正による静止画ダウンロードへの規制拡大(違法化、処罰化)が文化審議会著作権分科会で検討され、今年2月に報告書が出されました。ここでは、静止画に限らず、全著作物を対象とする規制拡大となっていたのです。

規制拡大に対する批判

この報告書に対しては、研究者、弁護士など専門家から強く批判され、情報法制研究所(JILIS)の提言や明治大学知的財産法政策研究所が中心となった緊急声明などにより、無限定の規制拡大に対して反対が表明されました。これらの反対意見は、無限定の規制拡大は、海賊版サイトの規制だけでなく多方面に副作用が及ぶもので慎重に議論すべきものであるから、今回の法改正は、海賊版サイトの対策に必要な範

囲に限定されるべきであり、規制内容は、「原作のまま」ネットにあげられているものを対象とし、「著作権者の利益が不当に害される場合」に限るとすべきであり、特に刑罰の要件は謙抑的な対応が必要である、などとするものです。また、ストリーミング方式のサイトに対する規制にはならないのではないか、との意見もありました。

しかし、自民党文部科学部会と知的財産戦略調査会において、法改正案が了承(本年2月22日)、自民党政調審議会でも承認され、通常国会への法案提出の行程に至ったかと思われました。

ところが、その直後に、コミックの著作権者側の団体である日本漫画家協会が声明を出しました(本年2月27日)。この声明では、海賊版サイト対策への前向きな改善提言として、上記の反対意見同様、原作のままの複製を対象とし、著作権者の利益が不当に害される場合に限定し、刑事罰については繰り返し複製する反復行為を対象にすべき、というものでした。そして、「表現や研究の萎縮はもとより、人権の制約につながるものが決してないように丁寧で十全な審議を要望する。」と結ばれてい

ます。

漫画家は著作権者として、海賊版サイトにより経済的な損害を受ける立場にあり、その面では出版社などと同じ立場に立つのですが、無限定の規制拡大は、創作や研究の際の資料としてのコピーなども違法となってしまう、逆に漫画家や研究者自身の創作活動(二次創作を含む)などについての過剰規制となるのではないか、との懸念も強く、このような声明の発表に至ったものです。なお、これとは別に日本マンガ学会も、本年1月23日に反対声明を出していました。

他にも、全国同人誌即売会連絡会が意見表明(本年3月10日)を、日本建築学会が会長声明(本年3月11日)を出すなど、各方面から規制拡大への懸念が表明される事態となりました。

改正見送りへ

このような流れの中、報道によると、本年3月1日の自民党総務会で、超党派の「マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟」(MANGA議連)会長を務める古屋議員が反対意見を述べるなどしたため、総務会は、この件を

文部科学部会へ差し戻し、また、その後古屋議員から連絡を受けた安倍首相も規制拡大項目の削除検討を指示したとされています。

そして、本年3月13日に開かれた自民党の文部科学部会と知的財産戦略調査会の合同役員会において、関係者の理解が十分に得られていないとして文化庁に改正について再検討を指示し、これにより、通常国会への法案提出は事実上できなくなりました。

この著作権規制や、前のプロッキング問題などは、著作権者や出版社などの権利者側の意見が強く出る一方で、消費者側の意見をまとめることは、かなり困難ですが、知らぬうちに表現の自由や通信の秘密などの憲法上の大切な権利への侵害が進んでいく危険性があります。今回の見送りのも、そういう強い懸念を持つ研究者、法律家、創作側らが関係会議での議論や国会議員への要請など粘り強く行った貴重な結果です。今後再検討を経て臨時国会の法案提出が予定されますが、われわれ消費者も決して無関係ではないこの問題を注視していくべきと思います。